

社会保険の適用範囲が 今年10月から 拡大されます

(従業員500人以上の事業所)



適用基準（いわゆる4分の3要件）は、昭和55年6月6日付文書で通知されていただけで法制化されていなく、行政機関によっては曖昧な運用がされてきましたが今

前進したこと 社会保険本人の 適用基準を法制化

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること
2. 雇用期間が1年以上見込まれること
3. 賃金の月額が8・8万円以上であること
4. 学生でないこと

2012年8月に成立した年金機能強化法により、今年の10月1日から職員数500人以上の事業所では、社会保険本人の週当たりの労働時間等が改正され、適用範囲が拡大されます。具体的には、左の4つの要件を満たす労働者は、新たに社会保険本人となります。

回の改正で初めて法制化され、場当たり的な運用ができないようになりました。

前進したこと 非正規労働者も 傷病手当金や 出産手当金の 支給対象に

厚生労働省の試算では、今回の拡大の対象者は約25万人と見込んでいます。

そのほとんどが非正規・低収入の労働者です。いままで、健康保険被扶養者や



問題点 週20時間以上 8.8万円以上の 新たな「壁」

国民健康保険に加入していた場合、私傷病時や出産時に収入をなくし、経済的困難に陥る方が多数いました。今回の改正では、社会のセーフティネットである傷病手当金や出産手当金の対象となり、経済的困難に陥るリスクが軽減できます。そういった意味では、非正規労働者の社会保障が十分でないという課題について一歩前進したと言えます。

他方で、配偶者の健康保険被扶養者になれば保険・年金ともに負担がないため就業調整をする、いわゆる130万円の壁と呼ばれる

る、健康保険被扶養者の実態があります。今回新たに、週20時間以上、かつ8・8万円以上の壁ができたこととなります。

社会保険本人となれば、社会保険料の半額負担が企業に課せられます。それを避けるため、企業の対応は労働時間を短くし人数を増やすことが予想されています（2013年労働政策研究・研修機構調査）。

今回の改正は、家計の補助的な役割を担ってきた健康保険被扶養者の労働時間を、より短く・低収入にする方向へ仕向け、非正規労働者数を増やす政府の狙いが見て取れます。

今回の参議院選挙でも、安倍政権は盛んに労働者数が増えたことを宣伝していましたが、内容としては正規労働者が増えたのではなく、非正規労働者が増えたただけでした。安定して働くことができるルールの徹底と、正社員が当たり前の社会を作ることが重要です。

憲法を守るたたかいはこれから！

市民と野党の結束を更に強く

参議院選挙 結果を受けて

7月10日投票でおこなわれた参議院選挙は、市民と野党が力を合わせてたたかっていた戦後かつてない選挙でした。

結束してたたかいましたが、改憲勢力である自民・公明は選挙戦の中ではほとんど触れず「争点隠し」に終始しました。選挙の結果は改憲勢力が3分の2を占めました。国民は改憲への「白紙委任」を与えたわけでは決してありません。

「3・11」を契機とした「原発」のたたかい、沖縄のたたかい、そして安保法制反対のたたかいの中で前進してきた市民と野党の共闘は、全国32の一区すべてで統一候補を実現させ、11の選挙区で激戦を制して自民党候補に勝利しました。こ

れは初めてのチャレンジとして大きな成功と言えると思います。改憲勢力が3分の2を占めたことで、「憲法」をとりまく情勢は新たな局面を迎えることとなるでしょう。「国民の信任を得た」として安倍政権は、憲法

9条に狙いを定めた改憲の策動を強めてくることは確実です。同い会グループでは昨年度の全職員対象の「制度教育」の中で憲法の大切さを学んできました。戦後70年、日本の平和を守り続けてきた大きな柱である9条、医療や介護など社会保障を支えてきた25条など日本国憲法を守るたたかいは正念場はこれからです。今回の選挙で前進した市民と野党の結束を確信し、憲法を守り、暮らしに活かすための運動を更に大きく広げていきたいと思います。

理事会報告

6月度理事会（概要）

6月23日（木）午後7時から理事30名、監事1名の出席で2016年度・第9回理事会が同い会本部3階で開催されました。主な内容は次のとおりです。

理事長挨拶のあと、専務より会務報告、その他友の会活動等の報告を出席理事全員が承認しました。

全大会は「みみはらホール」での開催とすること、記念講演と報告内容等についての提案があり、理事全員がこれを承認しました。

地域交流ゾーン「みみはらホール」の使用規程について

運営委員会から提案され、地域交流ゾーンの目的にそった使用規程であることを確認し承認されました。

経営報告

5月度経常損益は▲5、309万円となった。7月度理事会にて第一四半期（4月～6月）結果の総括を受け議論を行うことが承認されました。

その他

協同基金、社保活動の取り組みと今後の課題など

私たちと共に安全・安心の医療・介護をめざしませんか？

求人・紹介 大募集！

調理師（パートタイム）

条件：有資格者
時間：シフト制、1日7時間
勤務地：耳原総合病院
【問い合わせ・応募先】
社会医療法人同仁会 耳原総合病院
(食養科：堀内) 電話：072-241-0501



登録ヘルパー

応募資格：ヘルパー2級以上（60歳まで）初心者でも歓迎します
勤務地：同仁会各ヘルパーステーション（堺市内）
【問い合わせ・応募先】
社会医療法人同仁会 介護保険事業部
(担当：地道) 電話：072-244-7140

ヘルパーをご紹介いただいた方には謝礼を進呈中！詳しくはお問い合わせ下さい